令和8年10月26日

拝啓

平素から赤十字事業につきまして格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、義援金にご協力いただき誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご寄付は、ご趣旨に沿い、被災された方々のため、被災都道府県に設置された義援金配分委員会に全額送金いたします。

今般のご寄付に対しまして受領証を送付いたしますのでご査収ください。

今後とも赤十字事業へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

日本赤十字社

－ご案内－

受領証の迅速な発行、発送費用の削減によるご寄付の有効活用のため、平成29年7月から受領証をはがきタイプに変更いたしました。

ご理解のほど、何卒お願い申し上げます。

<ご留意事項>
・受領証は、確定申告の際「免税証明書」としてご利用いただけますので、紛失しないよう大切に保管してください。

日本赤十字社の活動につきましては、随時、ホームページに掲載しております。　ホームページアドレス　https://www.jrc.or.jp/

受　領　証

第 G370-71697549 号

日本教職員バドミントン連盟　様

¥43,591－

但　令和８年熊本地震災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。
本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。
（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第７８条第２項第１号に規定する寄附金、地方税法第３７条の２第１項第１号及び第３１４条の７第１項第１号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第３７条第３項第１号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。
令和8年8月10日

日本赤十字社
社長　清家　篤

〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081